

平成22年 第1回 臨時会

田原本町議会会議録

平成22年2月18日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	9番 吉田容工君
10番 植田昌孝君	11番 松本美也子君
12番 小走善秀君	13番 吉川博一君
14番 松本宗弘君	15番 上田幸弘君
16番 竹村和勇君	

1, 欠席議員 (1名)

8番 辻一夫君

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
産業建設部長 森島庸光君	総務課長 鍬田芳嗣君
教育長 濱川利郎君	教育次長 松原伸兆君

平成22年田原本町議会第1回臨時会議事日程

2月18日（木曜日）

- 開　　会（午前10時）
- 町長招集挨拶
- 会期の決定
- 会議録署名議員の選出
- 報第　1号　町長の専決事項の指定についての報告
- 議案の一括上程（報第2号より議第2号までの3議案について）
- 町長より提案理由の説明
- 質　　疑
- 討　　論
- 採　　決
- 議長閉会挨拶
- 町長閉会挨拶
- 閉　　会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は15名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより平成22年田原本町議会第1回臨時会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より臨時会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成22年田原本町議会第1回臨時会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から町勢発展に多大なるご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。また本日は公私何かとご多用の中、ご出席を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、度重なる不祥事につきましては議員各位並びに町民の皆様にも多大なご迷惑とご心痛をおかけいたしましたことに、心からお詫び申し上げる次第でございます。今後は管理体制の強化など再発防止策に取り組むとともに、職員の服務規律と綱紀の粛正を徹底し、全職員一丸となって町政への信頼の回復に向けて取り組んでまいりますので、議員各位には深いご理解をお願いを申し上げます。

なお、本臨時会では既にご案内のとおり2件の報告事項及び2議案の重要案件につきましてご審議を賜わるわけでございます。何とぞよろしく願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

会期の決定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いた

しました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

2番、安田議員、3番、森議員、4番、永井議員、以上3名の方をお願いをいたします。

報第1号 町長の専決事項の指定についての報告について

○議長（松本宗弘君） 報第1号、町長の専決事項の指定についての報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されましたのは、変更契約1件であります。なお、既に招集通知とともに専決処分書を配付いたしておりますので、ご清覧おきお願いを申し上げます。（「議長」と吉田議員呼ぶ）

はい、9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） この文書を読んでも、これに対して異議があるわけではないんですけども、中身が全然わからないので、もしよかったら、もう少し詳しく説明していただけたらと思いますが。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） それでは、吉田議員のご質問ありました変更契約につきましてご説明申し上げます。

場所は大綱でございます。理由といたしましては推進工事を施工いたしました区間が32メートルございます。設計当初の地質調査をいたしましたが、そのときと異なる固い地層が途中で出現いたしまして、推進工法の変更を余儀なくされました。同時に工法を変更し、再発進するための立坑、縦の穴ですけども、立坑を1基追加施工することにいたしました。主にその1基の立坑分でございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） よろしいか。（「はい」と吉田議員呼ぶ）

議案の一括上程（報第2号より議第2号までの議案について）

○議長（松本宗弘君） 日程に入ります。

報第2号、控訴の提起についての専決処分の報告から議第2号、財産の取得についてまでの3議案を議題といたします。

お諮りいたします。報第2号、控訴の提起についての専決処分の報告から議第2号、財産の取得についてまでの3議案については会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、報第2号、控訴の提起についての専決処分の報告から議第2号、財産の取得についてまでの3議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成22年田原本町議会第1回臨時会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

報第2号、控訴の提起についての専決処分の報告につきましては、奈良地方裁判所・平成20年（ワ）第959号・損害賠償事件について、平成21年12月18日に言い渡された判決に対し不服があるので、大阪高等裁判所へ控訴を提起するため、控訴期間の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年12月24日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承

認を求めるものでございます。

次に、議第1号、議第2号、財産の取得につきましての2議案は、小学校、中学校における教育用物品等を一般競争入札により購入及び整備するものでございます。

まず、議第1号は、小中学校教育用コンピュータ、電子黒板の購入及びLAN整備で、契約金額8,082万9,000円で、田原本町大字阪手658番地の1、株式会社カギオカ 代表取締役社長 鍵岡璋典と、議第2号は中学校放送設備及びアンテナの購入で、契約金額1,386万円で、奈良市三条添川町3番2号、株式会社メックス奈良、代表取締役 木下康一と、それぞれ契約相手として財産の取得をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、各議案につきその概要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、よろしくご審議賜りまして、ご議決ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいまの提案理由の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。4番、永井議員。

○4番（永井満智男君） 議長のお許しを得まして議第1号と議第2号について質問させていただきます。

先の平成21年田原本町議会第4回定例会は、新米町議会議員の私にとりまして初めての本会議でありました。緊張しながらも、何でも勉強だとの思いで理事者や先輩議員の一挙手一頭足、一言動にも耳目を集中させていたつもりであります。議会の流れの概要はおおよそつかめたように感じていますが、1つだけどうしても腑に落ちないことがありました。それは、あえて本日臨時議会という形で町長が議会を招集し、過日の第4回定例会で否決された、議第55号、議第56号、議第57号及び議第58号にかかる案件の扱いの経緯についてであります。

町長にお尋ねします。先の定例会で否決された案件をあえて臨時議会を開いてまで再提案される根拠はどこにあるのでしょうか。

今議会の提案では、先の議会で提案された財産取得にかかる契約の相手方が指名競争入札者であったものが、一般競争入札の落札者になっています。どうして変えられたのですか。議会の周辺で談合云々の声も聞こえておりました。確かに議第

51号から54号にかかるデジタルテレビとアンテナ購入の落札率は平均で47%であるのに、パソコン教室コンピュータ導入の落札率はおのおの78.33%、83.16%で、放送施設のデジタル化の落札率は92.11%、92.0%で、大きな開きがあります。

しかし、私は思うのです。単なる物品の購入と工事を伴う入札とでは比較の観点が違うのではないのでしょうか。他の自治体での落札情報を入手されていると思います。それらの情報を開示し、入札方法のやり直しの意図をお聞かせください。

また、この際、未熟な新人議員の故をもって先輩議員にお許しをいただいております。お尋ねしておきたいことがあります。

第4回定例会に議決を求められた議第51号から議第58号にかかる教育用物品の購入は、学校情報通信技術環境の整備と安全安心な学校づくりの観点で重要かつ喫緊の課題であったのではないのでしょうか。間もなくテレビはアナログからデジタルに移行します。情報通信技術は飛躍的に進化し、この間学校に設置してきた機器では情報教育が展開できないと言われていています。もちろん町教育委員会としても検討課題であったはずであります。学校情報通信技術環境整備事業としてデジタルテレビや電子黒板、コンピュータ等の導入、安全安心な学校づくり交付金の活用で校内LAN整備やアンテナ工事ができるようではありますが、すべて国庫負担は2分の1であります。町内の幼稚園、小学校、中学校に同時に導入設置するには少なからずの町負担を覚悟しなければということで足踏みしてきたのではなかったのでしょうか。幸いにも、昨年麻生内閣が緊急経済対策の追加として第2次補正予算を組んだ際に、教育環境の充実として学校ICT環境整備事業が文部科学省で事業化されました。すなわち町負担2分の1を地域活性化経済危機対策臨時交付金等と地域活性化公共投資臨時交付金等で肩代わりするというものです。議第51号から議第58号の予算化が可能になった根拠がここにあったのではないのでしょうか。学校等の耐震化も十分でない町財政にとってありがたい国の措置であります。ただし、この臨時交付金措置は単年度措置であると聞いています。もしも3月末までに事業が終了できなければ、いかなることになるのか、教育長にお尋ねします。

最後に、まことに口はばったいことを言うようですが、お許し願います。

今時の臨時議会で提案されている案件が否決された場合、また可決されたとして

もその執行が年度末までに終了しなければ、町と議会は重篤な責任を負うことになります。総務文教常任委員会において全員一致で賛成しておきながら、本会議で否決した議会にも町民に対する大きな責任があるのでは、とさえ私は思っています。町長及び教育長は、ことここに至った経緯を町民に直接説明する責任があると考えられるのですが、いかがでしょうか。

以上、いろいろとお尋ねしましたが、未熟さ故に、もし的外れな質問がありましたらお許し願いたいと申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

議員お述べのとおりのご事情でございまして、提案理由といたしまして学校 I T 関係、またデジタルテレビ、また放送設備におきましては必ず必要な設備でございます。今おっしゃっていただいたような経緯で昨年麻生内閣において臨時交付金が 10 分の 10 支給されるということで、パソコンにつきましても 1 年前倒しでやらせていただくということで、今年度、平成 21 年度において予算立てをさせていただいて、12 月議会に提案をさせていただいたものでございます。

たまたま皆様方との意見の相違で否決をされたわけでございますが、しかし、これにつきましては先ほどお述べのように 3 月末までの交付金でございますので、3 月末までには必ずやらねばならないということで、もう一度入札を執行させていただき議会に審議をお願いしたわけでございます。

その点につきまして指名から一般競争入札になぜなったかということでございますが、指名よりも公平性を増すという観点で一般競争入札をさせていただいて、町に指名願いを出していただいている方々すべてに参加資格を与えるということでさせていただいたわけでございます。その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

3 月末までに必ず終了させるようにということでなっております。1 点は、繰り越しにつきましては内的要因において繰り越すことは絶対にできないということでございますが、外的要因において繰り越すことは可能であるというふうな見解をいただいております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 大要につきましては今町長が申し上げたことに尽きるわけですが、永井議員おっしゃっていただきましたように、学校教育現場といたしましては本当に緊急課題のことでもありますし、また話はちょっと変わりますが、デジタルテレビ等々の購入につきましても、この2月末までには各学校に搬入できるように。ちょっとこの間私もどういう具合かということで南小学校を訪れまして設置状況を見てまいりましたら、ちゃんと着実に2月末までには納めていただくようにかかわっていただいているということも聞かせていただいております。

また、コンピュータ等につきましても、台数は2人に1台今入っておりますが、今の時代でございますので、1人1台に至るか至らないかはともかくとして、できる限りかかわるようなことにさせていただくということでお願いさせていただいておりますので、今町長申し上げましたように、この3月末までに学校現場に入るように、またご支援、ご協力いただきましたら大変ありがたいと思っておりますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 4番、永井議員。

○4番（永井満智男君） 今、町長及び教育長から力強いご回答をいただきましたので、私も安心しておりますので、きょうの議会が無事進行するように願っております。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは関連で議第1号と議第2号について質問させていただきます。

今、永井議員のほうから話ありましたように、12月議会で一度かけられた案件です。その後も、私はちょっと参加していませんが、全員協議会の中でもなるべく早く臨時議会を開いてほしいという話も出ていたようですけども。大体12月議会から2カ月たってますけども、ここまで日数がかかった理由というのをまず教えてもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） いわゆる一般競争入札ということで公告をさせていただい

た関係で、手続上、今までの流れの経過を踏んだような結果になったわけでございます。幸いにもきょうの日を迎えるに当たりましてご審議いただくわけでございますので、その過程の中でのいろいろ手続上の問題で今に至ったということでご理解いただいたらありがたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたらですね、急いでも、反対に言ったらこれより早くはできなかったという認識でいいわけですかね。その点はもう少しこの入札をやり変える、前回からどういうふうに手順を踏んだかという中身を教えてもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 入札補充させていただきましたのが、年変わった1月12日で行ったか、告示させていただきまして、あと入札説明会、あるいは仕様書の交付等々行いまして、そして質疑を求めたり、あるいはまた、それに対する回答をさせていただいたり、そしてまた適合であるかどうか、いろいろ業者との関連を見極めさせていただいた過程の中で入札を2月12日にさせていただいたと、そういう一つの手続きの経過を踏ませていただいた流れの中でこういう期日を迎えたということでご理解いただいたらありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたらですね、私どもが気になるのは、前回の議案と今回の議案でどのように変わってるのかなというのが、なかなか金額だけではわからない面がありまして。入札をやり変えるに当たっては、原則としては仕様書を変えるということが必要だということで変えておられると思います。その点では前回の入札と今回の入札と比べたらどうなのかという、わかりやすい形の説明をいただけたら、ありがたいと思うんですけども。価格の妥当性と入札競争性について、特に重点を置いて説明いただきたいんですけども、よろしいですか。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 内容につきましては前回とちょっと一部変わっている部分がございますが、例えばコンピュータの一式購入とか、あるいは電子黒板とか、LANの関係も一緒に入れさせていただいたという一つの流れもございますが。それ

も納入期限も決まってるようなこともございますし、また国の補助の関係もござい
ますので、そういう形でさせていただいたということでご理解いただいたらありが
たいと思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） いや、大体流れは、今おっしゃってるやつは理解したつもり
なんです。そこで具体的にね、例えば今回は議第1号でしたら8,000万円の契
約金額ということになってますよね。それがこの議第1号はコンピュータと電子黒
板とLANと。これが例えば12月の議会でしたらね、その落札額は6,400万
円、小学校と中学校と合わせて6,400万円だったわけですよ。それは今の8,
000万円と比べたら違うわけですよ。ここに何らかの物が足されて、それが電
子黒板とLAN整備だと思いますけども、その電子黒板は何か1校に1台しかない
と聞いてますけども、それを除いたコンピュータ部分だけを比べたらどうなったの
かということですね。

それと議第2号に関しましては、これは同じというかアンテナが付いたのかなと
いう思いはします。それが前回は2本に分かれてましたので、足したら2,3
00万円という契約が1,300万円になってるのかなと。この辺はどれだけ、ど
う変わったかということをおっしゃって説明いただけたほうが理解しやすいと思
いますので、その具体的な価格の問題。それと競争性、先ほど町長は一般競争入札をや
ってますから競争性は発揮されてますよと言っておられましたけども、その点でこの
価格の妥当性と、入札の競争性という点で説明いただけたらなと思いますけども、
できますでしょうか。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 競争性の発揮によって金額の変動が生じてきたと、そうい
うように認識しておるわけでございます。

12月は6,407万1,000円、合計でしたらですね。それが今回6,36
2万3,700円。そういう競争性の中で発揮されてきたという認識をしています。
そして44万7,300円の差額が生まれてきたと。

それで中学校の放送設備関係につきましても、2,394万円のもの競争性の
云々で、1,352万6,100円で1,041万3,900円の差額が出てきた

と。そういうふうに認識しております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私はね、これ、財産の取得についてですね、私、積極的にこれは賛成したいと思って質問させてもらってます。何も足引っ張ろうって質問してるのじゃないんですけども。

前回否決になった案件ということは、やはりそれなりの説明をしてもらわないと、各議員の皆さんが本当にこれだったらいいと、自分が賛成してもいいというふうに説明をしてもらわないと、やっぱり結果は進まないと思うんですよ。

例えば今おっしゃった、コンピュータと黒板とLANの中でのコンピュータの部分は8,082万9,000円のうち6,362万3,000円がコンピュータだということですよ。それを説明していただいたら、わかりやすいわけです。それだったら前回とちょっと違ってますねとわかりますよ。私、聞いてますのは8,000万円と6,400万円とえらい違いだなと。何で違うのかと。そしたら、比べやすいところを見たら、コンピュータだったらこうですよと説明していただいたらわかりやすいわけで。中学校でしたら、アンテナ部分がこれだからこうなってますと、この分についてはこうなってますというふうに説明してもらおう。私が説明する場所じゃないですからね。この落札をされた現課が説明する部分ですから。ちょっと時間は置きますので説明してください。

その前に、一つこれは教育長が答えるかどうかわかりませんが、先ほど永井議員のほうからありましたように、この入札については学校のデジタル化と言いますか、ICT化とともに、地域の中小企業に地域活性化の中では受注機会を増やすということも目的にされてたと思うんですね。その点では、地元というのほどをとらえるかという問題もあるんですけども、田原本町だけをとらえるのか、奈良県をとらえるのかということもありますけども、当初入札の関係では、物は少し大手の業者からは買っても、設置等は地元企業さんにやってもらおうかなという話もあったと思いますけども、その点では今回の結果になって、地元企業、地元業者への仕事が思うように増やせたのかと。それとも、それができなくなったのかという点で、地元企業にはどういう恩恵と言いますか、この仕事が回ったのかなというところもちょっと説明していただきたいんですけども。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

確かに地域活性化という意味において地元企業さんに受注いただく機会を増やしたいというのが思いでございました。それでありますので、当初は指名競争入札ということで、あえて町の業者の皆様にもできるだけご参加をいただいて指名をさせていただいたところでございます。ただ、結果として前回においても町の業者さんのほうが高くて、落札は、1つはカギオカさん、町内業者でございましたが、もう2つの放送設備につきましては天理市の業者さんが落札をされたわけでございます。

ただ、こちらにつきましては、やはり競争性、公平性という意味では地域ではなくても、これは仕方がないことかなというふうに思っております。ただ、それが皆様のご理解を得られずに否決となりましたので、今回、より競争性と公平性を発揮させていただくという意味で一般競争入札に移行させていただいたところでございます。ただ、それにつきましてもご承知のように参加資格の中では入札参加資格登録業者を入れさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたら、先ほどのその前回の入札のスタイルと今回の入札のスタイルでは少し違ってますので、競争性は今まあ町長から説明ありましたので、価格の面でどういう具合に変わったかと説明お願いできますか。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと時間かかるようですので、別の案件の質問をさせていただきます。それを終わってから、また答弁いただきますので。

それでは報第2号、控訴の提起について質問させていただきます。

この文書を読んだだけでは控訴する理由がなかなかわからないというのが私の実感です。この判決のどこに問題があってこれをどれほど変える可能性がある、控訴することによってどれほど変わる可能性があるのかと。五分五分なんだと、もうそんなほとんど変わることはないというようなことも思惑もあった上での控訴の提起だと思うんですけども。それについて説明をお願いできますか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君）　まず第1審の判決の概要でございますけども、相手方に対して15%の町の過失割合を裁判所が認めて、金額にいたしまして596万8,772円を支払いなさいと、こういう第1審の判決でございます。

控訴いたしました理由も、もちろん後で概略を説明させていただきますが、まず経緯といたしまして、相手の原告側のほうが控訴されました。それは相手方が85%の過失があるということになったことについての、その85%に対する不服ということで控訴されました。ということで、町が控訴をする、しないにかかわらず第2審のほうへ行きますので、弁護士ともいろいろ相談した結果、町としてもその15%の過失について改めて意思表示をしたいと、ということで町としても控訴いたしました。

控訴理由の主な点でございますけども、場所は初瀬川の堤防沿いの旧志貴高校から北を向いて行く堤防上の町道でございます。ですから、だれが見ても、きちっとした隅っこの端のほうですね、端のほうの舗装がしきれない、あるいはある程度しても、じきにそこが傷むと、そういう舗装の端っこの傷んだところで単車で転倒されたということでございますので、その辺を町としては、その道路の管理について、舗装の管理について段差を生じるのは避けられないということで、その点が過失がないということをも主張したい。

それから、その補償の金額の部分ですけども、いろいろ治療費とか、あるいは慰謝料とかを積み上げての金額になっておるんですけども、大きな点で確定申告をされてない、税務申告をされていない相手方の主張を裁判所が採用して損害金を算定されていると。ですから根本的な損害金を確定する上での間違いもあるんじゃないかということも主張したいと、以上が主な点でございます。

ですから最終的な15%の町の部分がどうなるかということよりも相手方が控訴したので、こちらの意思表示もきちっとしたいということで控訴させていただきました。

以上です。

○議長（松本宗弘君）　9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君）　相手側が控訴したから、うちも控訴する、それは必要ないのと違うかと思うんですよ。先ほどおっしゃった、部長の説明あったように、うちが

控訴しなくても向こうが控訴してるから争うと。それだったら控訴しなくてもいいのと違うかと。わざわざ専決してまで田原本町が控訴する必要がどこにあるのかわからないんですよ。だから質問してるんですね。

先ほどおっしゃったように田原本町の過失割合は15%ですよ。その過失は何かと。部長の説明ではちょっと不正確ですね。端っこが傷んでいた点とおっしゃいましたね。端っこが傷んでいたということは、道が悪かったということをおっしゃってるわけでしょう。悪かったということは管理責任者の田原本町の責任があるということですよね。端っこが悪かったなんて判決に出てるんですか。

私が聞いているのはね、川の堤防ですので舗装してる部分と、そして端っこに行ったら土になりますよね。段差が10センチあったと。その段差が問題になったわけでしょう、裁判では。それと、その土の部分に材木が置いてあったと。何か具体的には知りませんが、それがあったからバランスを崩したということも裁判所は認定したわけでしょう。そしたら、その認定したことが覆せるんだったら、そうではないですと、ちゃんと管理してたと言えるのであれば、控訴して争っても意味があると思うんですね、私は。

ところが、先ほど部長おっしゃったように道路の端っこ部分が傷んでいたという話になったら全くだめだと思いますし。それとともにね、この事件は大分古いですよね。事件が起こった後ね、その舗装の部分と土の部分の段差を解消しようという対策をされましたよね。それは段差があったら危ないということを町が認めたという1つの根拠にもなってるのだと思うんですけども。この裁判所の認められた町の瑕疵、要するに舗装してる部分と土の部分の段差が10センチもあったよということと、そこに材木が置いてあったよと。それは町が置いたんじゃないと思いますけどね、この2つについては覆せない事実だと思いますし。これを争うというのは意味があるんですか。

先ほど部長もおっしゃったようにね、これをひっくるめて「端っこが傷んでた」という表現をされたら、まるっきり町は仕方ないんだと言ってる中身と違うかと思うんですね。そこをちょっと説明してくださいよ。

だから、町はそういう段差があったらいかんと思って改修工事までしたということは、やはり段差があつて危なかったという、こんな段差を置いておいたら危ない

なということが認識してるということだと私は思いますからね、それは裁判所の認定というのはさほど間違いではないのかなと思いますけれども。そこが覆らない限り15%というのは減りませんよね。その見込みがどうかというのを説明してもらえますか。見込みがなかったらしませんよね。見込みがあるから町も控訴するというのですから。それは弁護士さんはどうおっしゃってるんですか。町はどう判断してるんですか。そこを教えてください。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） まず最初にご質問されました専決処分の件ですけども、控訴する場合の控訴期間というのが2週間に定められておりますので、12月に2週間以内に手続きをしたいということで、まず専決処分をさせていただきます。これは専決処分の手続きの回答でございます。

それから裁判所が、相手が85%、田原本町が15%という過失割合を認定するにつけて、0対100ではないですから、田原本町にもこの部分の過失がありますよと、相手方にもこれだけの過失がありますよと、いろいろこう参酌しての85対15でございます。ですから私は極論で過失がないというような言い方をいたしましたですけども、その道路の段差の部分の、例えば道路の形態もいろんな形態があると。これは裁判の中でも争われていることでございますけども。例えば堤防上のそういうきちとした舗装がしきれないような道と、あるいは路肩まできちっと整備されたような県道でありますとか、町道でありますとか、国道でありますとか、そういう道路の舗装の端っこと、いろいろ道路のケース・バイ・ケースによって舗装のやり方も変わってくる、これも1つでございます。

その過失割合が変わる可能性という点でございますけれども、相手が単車でこけられた状況、あるいはこけるに至った距離、そういうところからこちらの弁護士としての判断でございますけども、原付の30キロをオーバーして走ってたんじゃないか、スピードオーバーしてたんじゃないか、これも1つ改めて主張したい部分でございます。

それから過失割合とは別ですけども、そもそも補償金額の基礎となります、相手方の主張する補償の総額を算定する中で、先ほど言いました税務申告をされてない所得を鵜呑みにされておりますとか、あるいは治療費の算定が詳細にされてない点

でありますとかということで、その金額についても主張したいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 相手の請求はされてますよね。相手方が請求したのは約4,400万円を請求されたんですね。裁判の中でそうではないですということで、裁判官は3,600万円ですと認定したわけですよね。ですから相手の主張が丸々通ってるわけではないですよね。

それと、交通事故に関する問題はね、相手の申告というのはありますけど、普通は賃金センサスという基準がありまして、賃金センサスに労働力率とライブニッツ係数を掛けたもので後遺障害による逸失利益というのを弾きますよね。ですから、その点も含めてですね、まあ基づいてと言いますか、裁判所が認定した分だと思えますしね。それは逸失利益が1,800万円というのは大きいかわかりませんが、それが本当に争えるんですか。向こうの主張は4,400万円で、それは膨大な金額なのかわからないけども、裁判官が逸失利益を1,800万円と認めたということは、その裁判の中で根拠を示して裁判してるわけでしょう。向こうの申告をもとにしたわけですか。（「裁判の……。ちょっと議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

吉田議員、今の部長の答弁ですけれども、部長が吉田議員が言うてる細かい内容がわかりにくいからこそ、これから控訴してという形やから、町長に答弁してもらいます。町長。

○町長（寺田典弘君） 吉田議員おっしゃってる意味は十分理解しておるところでございます。そしてまた被害というか、こけられて傷害を受傷された方につきましては大変お気の毒に思っておるところでございます。

ただ、本町の主張と原告の主張とが大きく食い違う点がございます。先ほど言わ

れました過失割合のところでもそうではございますが、それ以上に思っております
損害認定金額でございます。おっしゃるとおり、ライブニッツ係数によって算出さ
れているものではございますけれども、バイクでこけられて、それで4,400万
円の請求等がされて、3,600万円が認められておるといところでございます。
一般常識的に考えて、確定申告もされてないものに基づいてそれが算出されている
ということは、本町にとりましてはやはりおかしいと思うところでございますので、
これは裁判の上ではっきりと明らかにしていただかねばならないというふうに思う
ところでございます。そう思いましたので控訴に踏み切らせていただいたという次
第でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「1つだけ、確認」と吉田議員呼ぶ）

9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたらその金額の認定は賃金センサスに基づく認定じゃ
なくて、向こうの自主申告に基づいて裁判の中で争われたわけですか。そこを確認
させてください。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） そういう今、吉田議員がおっしゃったような計算を、
逸失利益の中ではされております。されておりますけれども、そのもととなります所
得を、一番基礎となる所得について算出がおかしいのじゃないかという主張をした
い。（「ちょっと理解されてない。まあそれでよろしいわ」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 先ほどご質問ございました件でお答えをさせていただきます。
各小学校、中学校のパソコン教室、いわゆるコンピュータに関しまして、まず
前回と今回との金額を申し上げさせていただきたいと思えます。

契約金額のほうでございますが、12月の折には5,071万5,000円であ
ったものが、これは小学校のほうでございます。それから2月の今回におきまして
は5,097万7,500円と、26万2,500円の差があったようなことでご
ざいます。

それから中学校におきましては、12月には1,335万6,000円ござい

ました。今回の2月につきましては1,264万6,200円と。70万9,800円の減額というようなことになったわけでございます。

そして合計を、小学校、中学校のパソコン教室のコンピュータの合計をさせていただきますと、前回のほうでは、小学校におきましては5,097万7,500円、中学校におきましては1,264万6,200円、合計6,362万3,700円で、差引44万7,300円の減額であったということになっております。

それから中学校の放送設備の備品関係につきましては、田原本中学校では、前回は1,155万円でした。それから今回は652万1,550円と。それから減額が502万8,450円となっております。

北中学校におきましては、1,239万円で、今回の2月におきましては700万4,550円です。それで減額が538万5,450円となります。

すべて中学校のほうをトータルさせていただきますと、今回が1,352万6,000円と。そしてその差額が1,041万3,900円と、そういうふうな金額にさせていただいたようなことでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、今のでわかりますか。説明わかりますか。（「いや……」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

さっきのでわかりましたか。もう一度説明してもらいましょうか。（「そうですね、簡単に」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 資料提示、大変申しわけございませんでした。

今申し上げましたように、改めてもう一度確認させていただきますと、各小学校中学校パソコン教室のコンピュータにつきましては、そこに示させていただいておりますように、小学校、中学校を分けさせていただいてますが、小学校につきまし

ては契約金額5,071万5,000円、これは前回の分でございますが。今回2月につきましては5,097万7,500円と、差額26万2,500円というようなことが1つ出てきておるわけでございます。

北中学校におきましては1,335万6,000円、これは12月の前回の分でございますが、今回は1,264万6,200円と、70万9,800円減額ということになっております。

小学校を合計させていただきますと5,097万7,500円。中学校1,264万6,200円と。合計させていただきますと6,362万3,700円。そして差引減額という形で44万7,300円と、そういう数値で表させていただきます。

そして中学校の放送設備の備品関係につきましては、示させていただいておりますとおり、田原本中学校、北中学校、それぞれ契約金額が1,155万円と、今申し上げたのが前回でしたけど、今回652万1,500円と、これも502万8,450円の減額という形になっております。

北中学校におきましては1,239万円と、これは前回でございます。今回は700万4,550円と、538万5,450円の減額という数値になっております。中学校の合計をさせていただきますと1,352万6,100円、差引1,041万3,900円の減額という形で示させていただいております。

大変申しわけございませんでした。早くに資料を提示させていただければ説明が一度で済んだことだと思います。失礼いたしました。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 最後確認なんですけども、前はですね、1回入札されて予定価格をオーバーして、2回目入札、3回目入札という形やったんです。今回はそういうことになったのか、初めから1回の入札で終わったのか、そのあたりを説明してください。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 2回ですか？

○議長（松本宗弘君） いや、何回で入札が終わったのかということ。

○教育長（濱川利郎君） すべて1回のほうでさせていただいたと、はい。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「はい、いいです」と吉田議員呼ぶ）

ほかに質疑ありませんか。5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） まず基本的にお聞きしたいんですけども。前回4議案が否決されて、今回2議案で提出されております。そして、そのうち議第1号のほうなんですけども、電子黒板及びLAN整備が追加されております。なぜこうなったのかご説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 前回電子黒板は入っておりませんでした、先ほど申し上げましたように工期の関係もございまして、できる限り3月31日までに、新学期に間に合うようにというようなことで、こういう形にさせていただいたということでご理解いただいたらありがたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） もう1つ質問させていただいた、前回4議案の分がなぜ2議案に今回なったかという目的。それと今この電子黒板、LANが納期、工期の関係で追加になったということなんですけども。じゃあどうして前回のときにこれを出してこなかったのか。そこのところの説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 前回は議会の議決の関係で分けさせていただいたようなことが1つあるわけですが、今回につきましては、先ほど申し上げましたように、もう一括して工期の関係でそういう形にさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 違うんです。だから、どうして前回のときに、もうそれが出てこなかったのかと言っておられるわけですよ。工期とか云々は関係ないですよ。中身みたいなのは。くっつけたことに無理があるのじゃないですか。教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） 当初は電子黒板につきましても教育教材という考えを持っておりましたので別枠で入札する予定をいたしておりました。それとLAN整備につきましても、若干私のほうのいわゆる設計、いろいろ調査する中でちょっと遅れておりました関係上、先の12月以降にする予定を計画しておりました。

しかし、今回、当然先ほどご説明もございましたけれども、入札に当たって一応

予定価格の見直しという部分が出てまいります。そういうことの考えのもとで予定価格を一つ見直すということで、LAN整備と電子黒板等を入れることによって見直せるという形の中で一括入札という形をさせていただいたところでございます。

よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 今この資料でコンピュータ関係の金額出ておるんですけども、じゃあこの電子黒板とLANの金額というのはどれぐらいを予定されていたんですか。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 小中学校の電子黒板の予定価格につきましては613万4,100円と、それから小中学校のLAN整備につきましては1,571万4,300円を見込んでおります。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） これ足すと結構大きな金額になりますね。そうすると、やはりこれは前回できちつとこの部分もやはり入札すべきではなかったかなと私は考えます。私は決してこの学校関係のこの設備に関して反対してるものではございません。やはりそういった部分で不透明な部分があったものでしたから、再入札をお願いしたわけでございます。この入札の結果、安く買えて、きちつと電子黒板、LAN及びこれらの部分が入れたと、公平性が出てきたという解釈でよろしいのですかね。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） はい、そのとおりでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。

私ども反対した議員が、この12月以降、今日に至るまで非常に住民さんからいろんなプレッシャーを受けまして、バッシングを受けまして、大変切実な思いをしたわけでございますが、今回のこの入札でその辺のところをしっかりとわからせていただきましたので、私の質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 16番、竹村和勇議員。

○16番（竹村和勇君） 予定価格は今聞きましたけどもね、6,471万円の工事が8,082万9,000円ですか。これの予定価格は聞きましたけども、そのの実施価格と契約率、追加工事の分の。トータルでやってくれないと。それは書類になっておらないですよ。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（濱川利郎君） 今お尋ねの小中学校の電子黒板につきましての契約金額は483万1,050円、それから小中学校のLAN整備につきましては1,237万4,250円が契約金額に当たるということでございます。

○議長（松本宗弘君） 今の説明でよろしいですか。（「契約率は」と竹村和勇議員呼ぶ）

契約率は。教育長。

○教育長（濱川利郎君） 78.74%です。

○議長（松本宗弘君） 16番、竹村和勇議員。

○16番（竹村和勇君） 案件が8,000万円の書類ですから、こんなのを持ってきたって何もありません。違いはわからないでもないけども、この大部分のもの、その部分もちゃんと出してくれないと、こんな感覚してたらおかしいのと違いますか。それが1つ。

それから1つ、この問題で一番大きな問題は予定価格の算出根拠、これをどう考えていますか。あなたたちは契約率が低ければそれでいいわと思っているんですか。それとも自分らの積算がいかにか頼りないかということですか。どういう反省をしているんですか。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 今、ご指摘いただきましたことを十分反省しながら、今後競争入札の運用の関係につきましては、十分な状態にさせていただきたいと思いま

す。

○議長（松本宗弘君） 16番、竹村和勇議員。

○16番（竹村和勇君） たしか予算委員会だと思うんですけどね、集中購買という考え方で、もともと物品なんかはやりなさいと。そうしないと、いわゆる1個買うんだったら1,000円でね、100個買うたら500円とかいうのもありますから、「半値8掛け2割引」というのを知ってますか。そういうことをしっかりと、何で半値になるのかと、何で8掛けになるんだと、その2割引だと。そういう物流をしっかりと勉強して予算価格を決めないで。それで『価格ドットコム』に行けば、何ぼでもデータが出てるじゃないですか、物品なんかは。昔はなかなかそういうことは入りませんでしたけど、今はもう一般市民の情報ですよ。あなたたちは何をしてるのかと、こう言われたらどうしますか。だからそういう担当が、もし共通でやれば、そういう方を1人、契約の課の下に置くとかということは当然しないといけないのと違いますか。ちょっとご意見、そこら辺の改善、これはある意味では町政全体の問題やから、そういう改善方法については、町長いかがですか。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） はい、ありがとうございます。議員のご意見も参考にしながら今後させていただきたいと思います。

今回につきましては、業者のほうからは見積りを入れさせていただいた中での金額の設定をさせていただいたところでございます。それゆえに、ご承知おきのようなテレビの落札率等が出たわけでございます。今後、今回のことを反省をいたしまして、真摯に受け止めて、次の入札に対しての予定価格を算出してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 16番、竹村和勇議員。

○16番（竹村和勇君） 前も申し上げましたけど、「門前の小僧」と言ってね、全然事務屋さんでも購買に関わっておれば、技術とかノウハウは蓄積できるんですよ。バラバラであちこち発注してるじゃないですか。パソコンにしたってね、自分とこでやったり、産業建設でやったり、そういう体制はぜひとも改めてもらいたい。これが行政改革の最高の、まあ最高じゃないですけども、当然やるべき手段だと思います。その意見だけ申し上げます。

それからもう1つ問われていることは、指名競争入札を果たしてこれからどうするのだと。指名者が適切だったんかという問題から入ってきて、これからすべて一般競争入札になるのかと。その位置づけについて、副町長いかがですか。

あなた、指名審査会の長ですね。（「はい」と森口副町長呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（森口 淳君） ご指摘のとおりでございまして、そのようなものを今後私も議論をしながら取り組んでいきたいなど、このように考えます。

○議長（松本宗弘君） 16番、竹村和勇議員。

○16番（竹村和勇君） 議論するポイントは何ですか。何を反省してどう議論するんですか。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（森口 淳君） これは、やはり指名競争入札であるべき姿、あるいは一般競争入札をとるべき形と言いますか、そういうものを改めて文書化していきたいなど、このように考えます。

○議長（松本宗弘君） 16番、竹村和勇議員。

○16番（竹村和勇君） 先ほど、くしくも吉田議員が言うたように、やはり地元で買えるものは、できるだけ買いなさいという意味も指名競争入札の中にはあるんですよ。だからすべてやめろとは言わないですけども、そこら辺をちゃんと位置づけされなければ、指名競争入札をやめて、議会としては全部一般競争してください、公明盛大じゃないですかという話になりますので、両方をしっかり議論なさって判断していただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本宗弘君） それは今、要望ですか、答えてもらいますか。（「ちょっと、それなら」と竹村和勇議員呼ぶ）

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

一番最初にご意見としていただいたところでございます。購買という意味で、そのために契約検査課というのをつくったわけでございます。今回教育委員会のほうで契約検査課を通してこなかったということについては手続きのミスであると、私ははっきりと思っております。

それから今後地元育成という意味におきましても、先ほど吉田議員からもありましたように、地元の育成という観点において指名競争入札をやめていくということは、私はちょっと不可能なことであろうというふうに思っております。地元の育成をしながら、公平性、競争性の発揮できる、そういった競争入札をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 16番、竹村和勇議員。

○16番（竹村和勇君） 契約検査課って、何をしてるの。契約しているだけ？いわゆるそういう物流の研究とか、そういう購買の研究をしているのかな。そこだけ。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 今後はそういう、町長も副町長も申しましたように、基準づくりを明確にいたしまして、今後そういうことのないように努めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（松本宗弘君） 16番、竹村和勇議員。

○16番（竹村和勇君） いや、本当に勉強しておられますか、購買の勉強を。専門課ですよ。単なる今までどおりの風潮でやっておったら、もうこのごろだめですよ。世の中がとても変わってるし、グローバルな世界やからとかといって何もする必要もないけどもね、それを実感してやってくれないと、旧来どおりの行政手法で、旧来どおりの行政価格で皆を指導しておったら、指導者の軽重を問わんなわんようになりますよ。部長さん、あえて言うなら。民間の建設業を経験した町長ですから。全くあなたは理解してないのと違いますか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 十分ご意見をお聞きいたしまして、今後そういう形で行政、入札業務を続けてまいりたいと、このように思います。（「はい、よろしく頼みます」と竹村和勇議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「はい」と竹村和勇議員呼ぶ）

6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 入札のありようとか、予定価格の算出の基礎の問題が出ておりますが、大変単純な質問で申しわけないんですけども。私は今回の入札等は、公

正性、厳格性等が今まで以上に厳格になってきている、確保されてきているというふうに理解をしておるんですが、どうもちょっと理解ができませんので、ちょっとお教をいただきたいと思います。

この中学校の放送備品のほうがトータルで1,000万円近く安くなっていますね。先ほど積算基礎等の問題が出ておりますけども、これは安かろう悪かろう……、失礼な言い方かもしれませんが、そういう危険性はないのかなというふうに単純に疑問を持つわけですが、このところはなぜこういうふうに安くなったのか。1,000万円近く安くなっていますので、どうかちょっとご説明いただいたらありがたいと思いますけども。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 競争性の問題もございましょうし、今回の場合はアンテナ等、もろもろも含んだような形にもなっておりますので、そういう金額になったと私は認識しております。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「はい、結構です」と西川議員呼ぶ）
ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは報第2号、控訴の提起についての専決処分の報告について、日本共産党を代表して反対の討論をさせていただきます。

本件判決は、町道で発生した事故でけがをした結果、仕事ができなくなったこと等に対し損害賠償を請求したものです。請求額は約4,400万円でありましたが、裁判所が約3,600万円と認定した上で、舗装面と土との段差が10センチもあったこと、さらに材木等を放置されていたことを町の過失と認定し過失割合を15%としたものです。町は今後同じような事故が起こらないように、既に段差の解消をしています。その点では町は過失を認めていることとなります。

町側の答弁をいろいろ伺いましたが、それに対しても適切な説明というのはございませんでしたし、私は、町はこの過失を認めているものだと認識いたしました。

また損害賠償金額についても、賃金センサスという交通事故の賠償について積算の基礎とされるものを使っておられると私は思っておりますし、裁判の中で本人の自己申告の金額をそのまま認められたとも思えません。その点では町の説明がこの地裁判決に対して異議を唱え、控訴する理由というのが十分わかりませんでした。この過失割合等を見ますと、15%というのは常識的な判断と言える妥当な判決ではないかなと、私は感じました。

専決処分をして控訴してまで争うその正当性がわかりませんし、今後のこともございます。控訴済みであっても本件報告を否認することが議会の役割ではないでしょうか。皆さんの賛同を訴えて反対討論といたします。

○議長（松本宗弘君） ほかに反対討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に原案に賛成者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは議第1号と議第2号について賛成の討論させていただきます。

12月議会で否決された財産取得4議案のやり直し入札の結果、提案された議案です。私どもは12月議会の議案で既に価格の妥当性を認定しておりました。今回の入札の結果は、さらに低い価格での購入となります。また入札の競争性の点では、一般競争入札ということでクリアしていると判断いたします。

今回の財産の取得は、国の施策で教育環境の充実と地元企業の受注機会の確保という目的で実施されました。地元企業への受注機会の確保という点では少し不満の残る結果となりましたが、財政難の中でありながらコンピュータの更新、電子黒板の購入、放送設備の更新という大幅に教育環境を充実することができると判断いたします。子どもたちのためにも本議案に賛成いたしますし、ぜひ皆さんも賛成いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） 先ほど来の討論の中でも、我々が前回否決をしたことに對して、ある議員のチラシが全戸に配布されて、そのことによって我々否決をした議

員がいかにも悪者のような形で各方面からいろいろな批判を浴びました。本当に今回の入札が終わるまで肩身の狭い思いをしてきたところでございます。

そこで、前回否決案件にあった放送設備についてですけれども、8社指名入札に対してメーカー4社が入札を辞退し、この入札について指名願いを出しながら、入札には辞退するという事。こういうような事態の中で、このようなメーカーが辞退することはいかかなものかと。話し合いができたから辞退したんだと、そういうような疑念を生じ、そのことを指摘し説明を理事者側に求め、また辞退メーカーは納入をしないのかとただしたところ、これについても何ら回答がなかったことから、議会、議会運営委員会を無視した姿勢に対し、大きな疑惑と不信感を持たざるを得なくなったわけでございます。よって、理事者側の姿勢をたゞし猛省を促すべく、反対をしたくなかったのですが、賛成でき得なかったものでございます。

ただ今回、否決したことによりまして、予定価格、放送設備2件について2,600万円の予定価格に対し、1回目落札の奈良文庫電気設備株式会社のみが2,600万円、他3社が3,280万円以上で入札。落札は最終的に奈良文庫電気設備株式会社が2,394万円、落札率92%で落札したわけでございます。

ただ、今回の再入札によりまして、予定価格が2,664万6,900円、これを株式会社メックス奈良が1,386万円、52.1%で落札し、否決したことによって、新たな入札によって半額の1,000万円が安く購入されることになったわけでございます。

前回3,440万円が入札2回目に辞退していたK社は、今回競争入札になったことにより、1,413万8,070円、55.7%で入札しており、前回の3,440万円が入札したこと、これは一体何だったのか。大いに疑問があるところでございます。奈良文庫電気設備株式会社も今回は1,850万円、72.89%に落としております。前回の入札がいかにもいいかげんであったのかということでございます。

まさに、ここに何らかの話し合いがあったのではないかというあかしと言えるのではないのでしょうか。公正な競争による価格での入札が行われたということで、今回公正な価格での入札が行われたということでもあります。本当によかったなと思っております。

次に、パソコン、コンピュータ関係についてでございますが。小中学校パソコン更新は前回2件に分けて、合わせて予定価格の8,079万7,500円、5社指名で入札されて、6,407万1,000円、80.74%で株式会社カギオカが落札しております。今回予定価格1億264万5,900円を8,082万9,000円、78.74%で再度落札されました。ところが前回予定価格より2,184万円あまり多く予定価格が膨れ上がっております。これは別の工事、先ほど来説明がありました電子黒板、LANをプラスしたものでございます。説明の中で、前回の仕様書と変えなければいけないからとの説明でございます。

ここで、放送設備のほうについては、ほとんどの仕様変更はなされておられません。予定価格が70万円あまりの変更になっておりますが、それ以外の変更はございません。パソコン関係に関してだけが2,000万円あまりを追加しているわけですね。ちょっとこの辺もなぜパソコン関係にこの2,000万円をオンしたのか。2,600万円の放送設備、LAN工事というのも配線その他が絡むわけですね。そうすれば放送設備のほうと合わせれば、4,000万円あまりの予定価格になると。なぜこのパソコンのほうにプラスしたのか、この辺はわからないわけですね。納得がいけないところではあります。最終的に1億円を超す予定価格になっているわけですね。何かこの辺がちょっと納得のいたしかねるところではございますが、今回の入札参加者は、株式会社カギオカと富士通ビジネスシステムのこの2社だけが入札をしているわけですね。一般競争入札でありながら2社しか入札に参加しなかったのか、この辺もなぜ他社が応札しなかったのかというところでございます。

この仕様書、あるいは入札説明の中には、参加資格として田原本町における物品製造等競争入札参加資格者で登録をしている者という大きな制限がございます。また、この入札に応札するについては、調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であることとの条件がついております。メーカーの納入、供給証明書を提出することとして、常識では普通考えられないような条件がついているわけですね。この辺でどんな動きがあったのか。この辺がちょっと疑問は残るところなんです。そして先ほど来、このコンピュータシステムについて、入札に公平性が保たれたという回答がございましたが、本当にそうなのかなという疑問は、まだ残るわけです。

しかし、先ほど来、この取得が国の国費で納入されるというところ、これを逃せば設備が整わないというところ、それが教育現場、子どもたちのためであるという大きなところから、疑義は残りますが、やはりこれは皆さんが賛成していただいて、まず導入していくということで賛成の方向にしたいと思います。というところで賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず報第2号、控訴の提起についての専決処分の報告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決しました。

次に議第1号、財産の取得についてを採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり決しました。

次に議第2号、財産の取得についてを採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり決しました。

以上をもちまして本臨時会に付議されました報第2号、控訴の提起についての専決処分の報告から、議第2号、財産の取得についてまでの3議案についてはすべて議了いたしました。よって、これをもちまして閉会といたします。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は第1回臨時会が招集されましたところ、公私何かとご多忙の折、ご出席をいただき、また上程いたしました重要案件につきましては、すべて議了いただきました。厚く御礼を申し上げます。

今しばらく寒い日が続きますが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意をされまして、ますますご活躍をされますようご祈念いたしまして、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

町 長 閉 会 挨拶

○議長（松本宗弘君） それでは閉会に当たりまして町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のお許しをいただきまして、平成22年田原本町議会第1回臨時会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用にもかかわりませず、ご出席をいただきまして、本臨時会に提出させていただきました各議案につきまして慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりご議決、ご承認いただきましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。今後とも議員各位におかれましては、町勢発展のため格段のご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

寒さの中にも春の兆しを感じられる季節になってきました。議員各位におかれましては、ご健康に十分留意をいただきまして、今後とも町勢発展のためにご尽力賜りますことをよろしくお願い申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） それではこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 松本宗弘

田原本町議会議員 安田喜代一

田原本町議会議員 森良子

田原本町議会議員 永井満智男